



令和 年 月 日

高松市長 大西 秀人

受注者



請 書

次の事項において地方自治法、同法施行令及び高松市契約規則並びに指示事項を遵守し

て、信義に従い、確実に債務を履行することを証するため、この請書を提出します。

契 約 金 額					円
契約金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額					円
工 事 名	高松市美術館1階多目的トイレ自動扉化改修工事				
工 事 場 所	高松市 紺屋町 地内				
工 事 期 間	令和 8年 4月 17日 から 令和 8年 6月 30日 まで				
支 払 条 件	しゅん工払 (しゅん工 検査合格後、適法の請求があつてから 40 日以内に支払いをする。)				

1 (権利義務の譲渡)

受注者はこの契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

2 (監督、検査の協力義務)

受注者又は受注者の現場代理人は、常に履行現場にあつて監督員又は検収員の監督及び指示に従いこの契約が完了したときはその届を提出して発注者の定める検査員又は検収員の検査を受けなければならない。

3 (不当要求行為の排除対策)

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持および運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。)から不当要求行為(不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当または違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること

ウ 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を届け出ること。

4 (履行遅延による遅延損害金)

受注者の責に帰する理由により履行期限までにこの契約について完了することができない場合で、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は損害金の請求を行い履行期限を延長することができる。

遅延損害金の額は契約金額に対して延長日数に応じ、年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

5 (契約の解除等)

当事者の一方がこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるときは、相手方は契約を解除又は履行を中止もしくは一部を変更することができる。なお、解除等によって損害を生じたときはその損害に応じて負担額を双方協議して定める。

受注者が次のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。

ア 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店もしくは営業所(契約を締結する事務所をいう。))を代表する(代表役員等を除く。)をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。))に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

6 (違約金)

受注者の責に帰すべき理由により発注者が契約を解除したときは、受注者は契約金額の1/10の額を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に納付しなければならない。

7 (第三者に及ぼした損害)

契約履行について第三者に損害を及ぼしたときは受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合は発注者が負担するものとする。

8 (契約外事項)

この請書中に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。